

あなたは払えますか？

自転車による重大事故の賠償！

～わずかな油断がもたらす重大な責任～

自転車で坂道を下っていた小学5年生男子が、散歩中の女性（60歳代）と衝突。女性が意識不明となった。

事例

保護者に
賠償金
9,500万円



発生する3つの責任

刑事上

相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪に問われることがあります。

民事上

被害者に対する損害賠償の責任を負うことになります。

道義的

被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

「東京都自転車条例*」が改正され、令和2年4月より自転車賠償責任保険等への加入が義務化されました。自転車を利用する方は、自転車保険に必ず加入しましょう！

（※正式名称「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」）

区民交通傷害保険の加入をご検討ください。
令和5年度募集より、オンライン申込がスタート！



自転車に乗ったらあなたもドライバー



江戸川区／小松川・葛西・小岩警察署



ご存知
ですか？

自転車の ルールとマナー



道路交通法では、自転車は車両（軽車両）と規定され、自動車やバイクの仲間です。

車両



※自転車を押して歩いている時は、歩行者になります。

歩行者



事故の当事者とならないためにも、交通ルールを守り、歩行者への思いやりを持った正しいマナーで自転車に乗りましょう。



放置自転車は歩行者等の迷惑となります。
自転車を停めるときは、駐輪場を利用しましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

罰 則

3ヵ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



2 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

自転車利用者の重大事故は多くが交差点で起きています。自分のためにもしっかり安全確認をしましょう。

罰 則

3ヵ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



3 夜間はライトを点灯

夜間に前照灯をつけていない場合、罰金対象となり、事故の際はその分責任を問われます。

罰 則

5万円以下の罰金



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

罰 則

酒に酔った状態で
運転した場合
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

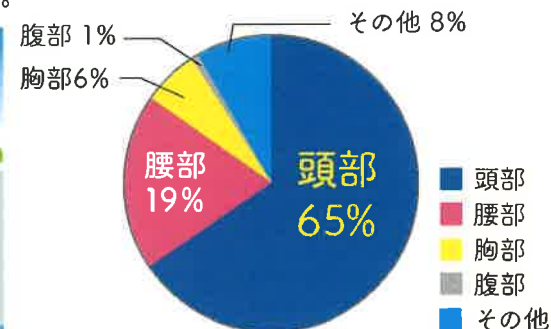


令和5年
4月1日～

ヘルメット着用努力義務化

道路交通法が改正され、法律でもヘルメット着用が努力義務になります。

自転車死亡事故損傷部位 (平成30年～令和4年)



令和5年
7月1日～

電動キックボード規制緩和

	従 来		令和5年7月以降	
	一般電動 キックボード	特例電動 キックボード	一般電動 キックボード	特定小型原付
免 許	必 須	必 須	必 須	不 要
ヘルメット	必 須	任意(努力義務)	必 須	任意(努力義務)
ナンバープレート	必 須		必 須	
自賠責保険	必 須		必 須	
速度制限	時速30km	時速20km	時速30km	時速20km
走行場所	車道のみ	車道・自転車道・ 自転車レーン	車道のみ	車道・自転車道・ 自転車レーン 路側帯
年齢制限	免許に準ずる	免許に準ずる	免許に準ずる	16歳以上



特定小型原付は、
自転車が行き通れるところを走行できます。
歩道は最高時速6kmでの走行です。